

## 昴学園高校 生徒心得（生徒用）

### 1. 服装について

(1)プレミアムフォーマルスタイル（ 制服 + 頭髪・化粧の制限 + 装飾品禁止 ）

入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式

(2)フォーマルスタイル（ 制服 + 装飾品禁止 ）

学校行事、講演会、定期考査、授業公開週間、地域交流行事 等

(3)セミフォーマルスタイル（ 学校指定服装 + 装飾品禁止 ）

遠足、体育祭、修学旅行、クラスマッチ 等

(4)カジュアルスタイル（清潔で節度ある私服） ※過度な露出や奇抜な服装は認めない

(1)～(3)に該当せず、特に指定がない登校日

(5)その他

① 靴は自由だが高価なものは避ける。サンダル・スリッパ・ヒール、ブーツは禁止

② 制服時の外套（コート等）は前開き・無地又は控えめな柄で、落ち着いた色調のシンプルなデザインでブレザーが見える形のものとする。ただし、部活動で揃えたウィンドブレーカーは認めるものとする。

③ 制服時の外套として禁止されるもの

パーカー／トレーナー／スウェット／スポーツ系ジャンパー／大型フード付き／ボア・モコモコ

キャラクター柄等の派手なデザイン／ブレザーを覆うロング丈 等の制服との調和や品位を損なうもの

④ 防寒具（マフラー・手袋・ネックウォーマー等）は自由であるが、校内では着用禁止（登下校のみ可）

⑤ シャツ・ブラウスの上に着用できる衣類は、学校指定のセーターもしくはベストに限る。

2・3年生については、自己購入の無地でシンプルなセーター、ベスト、カーディガンの着用を認める。ただし、フード付き、過度に大きいもの、柄物等、制服の品位を損なう衣類は認めない。

⑥ スカート丈の規定は、ひざ頭の中心部分を基準とする。

⑦ クールビズ期間（5月1日～9月30日）はネクタイ不要。ただし防寒着を着る場合は着用すること。

- ⑧ 制服を加工することは認めない。
- ⑨ 上履きは、校内では所定のスリッパ、体育館では体育館シューズとする。

## 2. 頭髪・化粧について

- (1) 髪色・パーマ・髪型・化粧等については、原則、制限を設けない。しかし、プレミアムフォーマルスタイルの際はふさわしい姿に整えるものとする。
- (2) 風紀等が乱れていると風紀検討会で判断された場合は、頭髪や化粧の基準を追加することがある。
- (3) 外部行事・学校代表活動等において、学校が必要と判断した場合は指導を行うことがある。

## 3. 風紀委員会・風紀検討会

【風紀委員会】各クラス2名が通年で活動し、身だしなみの声かけ・周知を行う

【風紀検討会】月1回、風紀委員＋生徒会が学校生活の改善点を協議し、必要に応じて目安を提示

## 4. 禁止行為（重要）

- ① 飲酒（ノンアルコール含む）、喫煙（ニコチンやタールが入っていない電子タバコ含む）

※酒類・喫煙具の所持のみも含む

- ② 20歳未満の飲酒・喫煙への同席

- ③ 暴力・暴言・恐喝・いじめ（SNS含む）

- ④ 危険物（ライターや刃物等）の持ち込み

- ⑤ 賭博、パチンコ店等への出入り

- ⑥ 原付・自動二輪車・自動車の運転（免許取得含む）や定員外乗車

※家庭の事情等による特別な理由で使用を希望する場合は、事前に学校へ申請し、審査を受けることができる。

- ⑦ 無届けアルバイト

- ⑧ 教員の指示に従わない行為

- ⑨ カンニング、不正行為

- ⑩ 窃盗・占有離脱物横領（落とし物を勝手に取るなど）

- ⑪ 寮の無断外出、消灯後移動等の違反

## 5. 自転車について

- (1) 自転車は学校所定の場所に置き、必ず施錠すること。
- (2) 傘さし運転、携帯電話等の操作やイヤホンを着用しながらの運転、二人乗り等は禁止。
- (3) 自転車のヘルメット着用については、安全確保の観点から着用に努めるものとする。

## 6. アルバイト

- (1) 届け出制（生徒・保護者・雇用主署名）
- (2) 学習活動や学校・寮生活に支障をきたすアルバイトは認めない。
- (3) 考査1週間前～終了時、特別指導期間、学校が指定した日はアルバイト禁止
- (4) 欠席・早退した日はアルバイト禁止
- (5) アルバイト先として禁止している場所は次のとおりとする。
  - (a) 風俗営業と称されるもの
  - (b) お酒やアルコールを提供するもの
  - (c) 深夜労働を伴うもの(22時までに帰宅できること)
  - (d) 危険な作業を伴うもの

【通学生】平日・休日とも可（生活に支障がない範囲）

【寮生（自宅から通う場合）】 帰宅日・休日のみ可 ※帰宅は翌日が休日の日に限る

【寮生（寮から通う場合）】 休日のみ可 ※門限を必ず守ること

## 7. 所持品

- (1) 現金や貴重品は必要最低限にして、あまり持たないようにすること。
- (2) 貴重品の管理は校舎内では鍵付きロッカーへ、寮内では金庫へ、必ず入れること。
- (3) 衣類、生活用具、その他所持品については必ず名前を書いておくこと。

## 8. 授業について

- (1) 授業を大切に休まない。
- (2) 授業に遅刻しないようにし、チャイムが鳴ったら着席していること。
- (3) 放課後までは拘束時間とし、校外に出ない。
- (4) 空き時間は指定教室にて自主学習とする。

## 9. スマートフォンについて

- (1) 授業中の使用は禁止する。(違反時は指導対象)
- (2) 考査時の持ち込みは禁止する。(ロッカー保管)
- (3) 校内外を問わず、人物(生徒・教職員・来校者等)が写り込む写真・動画の撮影、録音及びSNS等への投稿は、本人の同意及び学校の許可なく行ってはならない。
- (4) トイレ、更衣室、浴室、寮の脱衣スペース等、私的領域に該当する場所での撮影行為は、迷惑防止条例等に抵触する重大な違法行為であるため、行ってはならない。
- (5) 隠し撮り、盗撮、リベンジポルノ的行為その他、プライバシーを侵害する行為は、厳重に禁止する。

## 10. 許可証・保健室

- ・遅刻(青)・再入室(白)は許可証が必要 ※生徒指導室で発行
- ・保健室利用は許可証が必要(原則45分以内) ※職員室で発行
- ・早退・外出は許可証が必要 ※職員室で発行

## 11. 寮生活

寮生活は舎監の指導の下に、基本的な寮生活の心得を忘れず、「きらら寮則」を守り、常に規律正しい自主的な生活を送るように心掛ける。

## 12. 指導・懲戒

- (1) 学校生活・寮生活における生活全般について、取り組み内容が不十分で改善されない場合、イエローカードを提示し指導を行う。
- (2) 授業中、生徒の取り組みが不十分で改善されない場合、イエローカードを提示し指導を行う。
- (3) 学校や寮でのルール違反、あるいは高校生として認められていない行為、社会の規範を逸脱した場合には、特別指導を行う。
  - ① 特別指導の場合、保護者に来校を求めて指導を受けること。
  - ② 内容は、日記や作文を書き、作業や特別学習、教科学習などを別途に受けること。
- (4) 特別指導を繰り返しても改善されない場合、また、特別指導より厳正な措置が必要と考えられる場合には、懲戒処分(訓告・停学・退学)を行う。